

平成 21 年 4 月

関係者 様

新潟県ミニバスケットボール連盟
会 長 杉 中 宏
(公印省略)

ミニバスケットボール指導について(指針)

1 趣旨

近年、指導者の指導時における問題行動及び言動が子供たちのやる気を損ない、楽しさを失わせる現状が見られる。

指導者は、初めて競技に取り組む子供たちに、楽しさと喜び、成就感や達成感をもたせ、ミニバスケットボールがねらう「友情、ほほえみ、フェアプレー」の精神を踏まえた指導に心がけることが大切である。

2 指針

- (1) 指導者は、常に子供のやる気を引き出し、ミニバスケットボールの楽しさを味わわせるよう努める。
- (2) 指導者は、子供たちの人間関係の醸成に努め、ミニバスケットボールを通して人格の形成を図るよう努める。
- (3) 指導者は、常に子供の人権を尊重し、ミニバスケットボールのもつ役割を認識しながら、指導にあたるよう努める。
- (4) 指導者は、勝つことのみ固執するのではなく、ミニバスケットボールの楽しさを中心に指導にあたり、子供の技術的上達や成長に資するよう努める。

3 その他

- (1) 指導者は、指針に沿った指導を心がけ、保護者、地域、一般市民から指摘を受けるような行為をしないよう努めなければならない。
- (2) 指導者に、体罰に関する行為、人権を無視するような言動が確認された場合は、常任委員会で審議し、罰則を科すことができる。

暴力行為	本人	大会出場禁止	指導者登録禁止
		大会出場禁止	指導停止 1 年
		大会出場禁止	指導停止 6 ヶ月
地区理事 理事長		県ミニ連への始末書、経過説明書の提出	
		日本ミニ連への始末書、経過説明書の提出、 再発防止策の検討・実施	
暴言行為	本人	大会出場禁止	指導停止 3 ヶ月
		大会出場禁止	指導停止 1 ヶ月
		地区理事 理事長	県ミニ連への報告書提出
		日本ミニ連への始末書、報告書の提出	
		再発防止策の検討・実施	